資料２

保育提供体制確保のための実施計画について

１　計画の目的

保育提供体制の確保のための実施計画とは、待機児童対策等の自治体が抱える課題を解決するための計画で、令和８年度以降計画を策定した場合、審議会の承認を得ることが必要になります。（計画は、別紙１及び２のとおり）

２　計画策定に伴う財政支援

保育提供体制の確保のための実施計画について国から採択を受けた場合、国から財政支援を受けることができます。

【令和８年度予定の補助金】

①就学前教育・保育施設整備交付金

保育所等を新設する民間法人等に対し、施設整備費の一部を補助する制度です。

補助を受ける理由：待機児童対策
補助施設：保育所１園、認定こども園１園
補 助 額：246,183 千円

②保育士宿舎借り上げ支援事業

雇用する保育士用の宿舎（賃貸マンション、アパート等）の借り上げを行う保育施設を運営する民間法人等に対し、その経費の一部を補助する制度です。

補助を受ける理由：その他地域課題
補助施設：保育所 13 園、認定こども園２園、小規模保育所 12 園
補 助 額：24,012 千円

③都市部における保育所等へ賃借料支援事業

地価や家賃が高い都市部において、賃貸物件で保育所等を運営する民間法人等の継続的な負担を軽減するため、その経費の一部を補助する制度です。

補助を受ける理由：その他地域課題
補助施設：保育所１園
補 助 額：5,000 千円